

# 伊勢市国民保護計画(素案)との対照表

資料 4

該当箇所		項目(編・章・節・項)	記述の修正	備考
ページ	行			
1ページ	17, 23行	第1編 総論 第1章 市の責務、計画の目的、構成、用語の定義等 1 市の責務及び市(町)国民保護計画の目的 (2)市国民保護計画の目的、 (3)市国民保護計画に定める事項	「国民保護法」 「法」	三重県作成 市町モデル計画 修正表による訂正
2ページ	16行	第1編 総論 第1章 市の責務、計画の目的、構成、用語の定義等 3 市国民保護計画の見直し、変更手続 (2)市国民保護計画の変更手続	「国民保護法」 「法」	三重県作成 市町モデル計画 修正表による訂正
2ページ	19行	第1編 総論 第1章 市の責務、計画の目的、構成、用語の定義等 3 市国民保護計画の見直し、変更手続 (2)市国民保護計画の変更手続	「...武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「法施行令」という。)で定める軽微な変更については、...」 「...武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)以下「法施行令」という。)で定める軽微な変更については、...」	中間案より記載
2ページ	表中	第1編 総論 第1章 市の責務、計画の目的、構成、用語の定義等 4 用語の定義 表1 - 1 用語の定義	(武力攻撃等対策本部の欄) 「...に関する法律第10条第1項により設置される組織であり、...」 「...に関する法律(平成15年法律第79号)第10条第1項により設置される組織であり、...」	中間案より記載

該当箇所		項目(編・章・節・項)	記述の修正	備考
ページ	行			
3ページ	表中	第1編 総論 第1章 市の責務、計画の目的、構成、用語の定義等 4 用語の定義 表1-1 用語の定義	(国民保護計画の欄) 「都道府県及び市町」 「都道府県及び市町村」  (国民保護協議会の欄) 「県又は市町」 「都道府県又は市町村」  (指定地方公共機関の欄) 「県内」 「都道府県内」  (避難実施要領の欄) 「市町長」 「市町村長」  (災害時要援護者の欄) 「乳幼児、高齢者、障害者、外国人、旅行者」 「乳幼児、高齢者、障害者、外国人、旅行者等」	三重県作成 市町モデル計画 修正表による訂正
4ページ	18行	第1編 総論 第2章 国民保護措置に関する基本方針 (5)国民の協力	「国民保護法」 「法」	三重県作成 市町モデル計画 修正表による訂正
8ページ		第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴 (1)地形	図の挿入	中間案より記載
9ページ		第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴 (2)気候	図の挿入	中間案より記載

該当箇所		項目(編・章・節・項)	記述の修正	備考
ページ	行			
9ページ	8～14行	第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴 (3)人口分布	「人口は、平成18年7月1日現在で、136,790人(男64,964人、女71,826人)で、県全体の約7%を占めている。平成12年の国勢調査によると136,173人で、昭和60年をピークに減少している。旧御園村は県平均の倍近い伸び率を示しているが、旧伊勢市は以前からの減少傾向が続き、増加傾向にあった小俣町も近年減少に転じている。一方、二見町は平成7年以前は減少傾向にあったが、平成12年の調査では増加に転じている。平成17年の合併前の旧伊勢市の人口は、97,781人(平成17年10月1日現在)であり、全人口の約7割を占めている。…」  「国勢調査による人口は、平成17年10月1日現在で、134,973人(男63,856人、女71,117人)で、三重県総人口1,866,963人の約7%を占めている。平成17年に合併した4市町村の人口は、昭和60年をピークに減少している。各市町村別に見ると、旧伊勢市の人口は全人口134,973人のうち97,777人で約7割を占めているものの、昭和55年をピークに減少傾向が続いている。一方、旧御園村は増加傾向で、昭和60年と比較すると約17%増加しており、これは三重県全体の伸び率の2.5倍近くになる。また、旧二見町、旧小俣町においても近年は増加傾向に転じている。…」	各課照会による修正
9ページ		第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴 (3)人口分布	図の挿入	中間案より記載
10ページ	4行	第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴 (4)道路の位置等	「および 及び」	誤りによる修正
10ページ		第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴 (5)鉄道、港湾の位置等	図の挿入	中間案より記載
13ページ	表中	第1編 総論 第5章 市国民保護計画が対象とする事態 1 武力攻撃事態 表1-3 対象とする武力攻撃事態	(弾道ミサイル攻撃の欄) NBCの注釈を挿入 Nuclear(核) Biological(生物) Chemical(化学)	各課照会による修正

該当箇所		項目(編・章・節・項)	記述の修正	備考
ページ	行			
14ページ		第1編 総論 第5章 市(町)国民保護計画が対象とする事態 2 緊急対処事態 (2)攻撃手段による分類 (破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態の表の特徴・留意点の欄の3つ目の・)	「 <del>爆発</del> 、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。」 「 <del>爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、</del> ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。」	三重県作成 市町モデル計画 修正表による訂正
15ページ	1行	第1編 総論 第6章 市地域防災計画等との関係	「第6章 市地域防災計画等との関係」 「第6章 市地域防災計画との関係」	誤りによる修正
16ページ	表中	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備 1 市の各部課における平素の業務 表 2 - 1 市の各部課における平素の業務	(防災防犯課の欄) 「1. 国民保護対策本部等の体制の整備に関すること」 「1. 市国民保護対策本部等の体制の整備に関すること」 「2. 国民保護協議会の運営に関すること」 「2. 市国民保護協議会の運営に関すること」 「7. 職員の研修及び訓練に関すること」 「7. 研修及び訓練に関すること」  (総務部の欄) 「3. 安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること」を追加  (福祉健康部の欄) 「4. 安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること」を追加  (医療部の欄) 「医療部」 「医療部(市立伊勢総合病院)」	誤りによる修正 各課照会による修正
17ページ	表中	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備 1 市の各部課における平素の業務 表 2 - 1 市の各部課における平素の業務	(出納部の欄) 「出納部」 「出納部(収入役室)」  (消防部の欄) 「研修及び訓練に関すること」を追加  (教育部の欄) 「教育部」 「教育部(教育委員会)」  (対策支部の欄) 「対策支部」 「対策支部(各総合支所)」	各課照会による修正

該当箇所		項目(編・章・節・項)	記述の修正	備考
ページ	行			
18ページ	表中	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備 2 市職員の参集基準等 (3)市の体制及び職員の参集基準等 表 2 - 2 市の配備体制	(非常体制の欄) 「国民保護対策本部設置の通知を受けた場合に市の総力をあげて国民保護措置を実施することができる体制」 「市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合に市の総力をあげて国民保護措置を実施することができる体制」	誤りによる修正
18ページ	8行	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備 2 市職員の参集基準等 (5)幹部職員等の参集が困難な場合の対応	「なお、市対策本部長である市長に事故があった場合には…」 「なお、市国民保護対策本部長(以下、「市対策本部長」という。)である市長に事故があった場合には…」	誤りによる修正
22ページ	24行	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第2 関係機関との連携体制の整備 4 指定公共機関等との連携 (3)関係機関との協定の締結等	「また、市は、市内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。」 「また、市は、市内の事業所における防災対策への取組を活用した国民保護への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。」	三重県作成 市町モデル計画 修正表による訂正
27ページ	14行	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第4 情報収集、提供等の体制整備 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1)安否情報の収集及び報告様式	「…武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び…」 「…武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び…」	誤りによる修正
27ページ	15行	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第4 情報収集、提供等の体制整備 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1)安否情報の収集及び報告様式	「…その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第2条に規定する…」 「…その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号、以下「安否情報省令」という。)第2条に規定する…」	中間案より記載
28ページ	表中	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第4 情報収集、提供等の体制整備 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1)安否情報の収集及び報告様式 表 2 - 7 安否情報収集様式(死亡住民)	・ 死亡の日時、場所及び状況の項目の「負傷 非該当」の削除 ・ (注5) の該当者は、…原則とします。」の「または 又は」	三重県作成 市町モデル計画 修正表による訂正

該当箇所		項目(編・章・節・項)	記述の修正	備考
ページ	行			
35ページ	31～32行	第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 1 避難に関する基本的事項 (5) 学校及び事業所との連携	「市は、学校及び大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、 <u>事業所単位</u> により集団で避難することを踏まえて、平素から、 <u>各事業所</u> における避難の在り方について、意見交換、避難訓練等を通じて、対応を確認する。」 「市は、学校及び大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、 <u>学校及び事業所単位</u> により集団で避難することを踏まえて、平素から避難の在り方について、意見交換、避難訓練等を通じて、対応を確認する。」	誤りによる修正
36ページ	17行	第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 4 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等 (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握	「市は、 <u>県</u> が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。」 「市は、 <u>県と連携して</u> 、市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を <u>把握する</u> 。」	三重県作成 市町モデル計画 修正表による訂正
36ページ	20行	第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 4 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等 (2) 運送経路の把握等	「市は、武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行うため、 <u>県</u> が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。」 「市は、武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行うため、 <u>県と連携して</u> 、当該市内の運送経路の情報を <u>把握する</u> 。」	三重県作成 市町モデル計画 修正表による訂正
37ページ	表中	第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 6 生活関連等施設の把握等 (1) 生活関連等施設の把握等 表2-10 生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管担当部局	第28条 11号 毒性物質の所管県担当部局の欄 「防災危機管理部」 「 - 」 ( 県内に毒性物質を扱っている施設がないため。 )	三重県作成 市町モデル計画 修正表による訂正
40ページ		第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 1 危機対策本部の設置及び初動措置 (1) 危機対策本部の設置 図3-1 市(町)危機対策本部(仮称)の構成等	「海上保安部」 「海上保安部等」	三重県作成 市町モデル計画 修正表による訂正
42ページ		第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 2 対策本部への移行に要する調整 図3-2 危機発生時のフローチャート	「国民保護法」 「法」	三重県作成 市町モデル計画 修正表による訂正

該当箇所		項目(編・章・節・項)	記述の修正	備考
ページ	行			
43ページ	2行	第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	「市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知及び連絡があった場合並びに武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、……………」 「市は、国から県を通じて警戒態勢の強化等を求める通知及び連絡があった場合、武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、……………」 (「国から県を通じて、」の「、」の削除と「並びに」を「、」に変更)	三重県作成 市町モデル計画 修正表による訂正
45ページ		第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 (3)市対策本部の組織構成及び機能 図 3 - 3 市対策本部の組織構成	「秘書広報課広報公聴課係長」「秘書広報課広報公聴係長」 (「広報公聴課係長」の「課」を削除)  「災害対策支部」「対策支部」	誤りによる修正
46ページ	表中	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 (3)市対策本部の組織構成及び機能 表 3 - 1市対策本部各部の主要な事務又は業務	(総務部の欄) 「8. 安否情報の収集及び提供に関すること」を追加	中間案より記載
46ページ	表中	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 (3)市対策本部の組織構成及び機能 表 3 - 1市対策本部各部の主要な事務又は業務	(福祉健康部の欄) 「6. 安否情報の収集及び提供に関すること」を追加	各課照会による修正

該当箇所		項目(編・章・節・項)	記述の修正	備考
ページ	行			
46ページ	表中	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 (3)市対策本部の組織構成及び機能 表 3 - 1市対策本部各部の主要な事務又は業務	(生活環境部の欄) 「4. 衛生材料、その他必需品の調達、 <u>所管施設の被害調査及び復旧対策計画</u> 」 「4. 衛生材料、その他必需品の調達に関すること」	誤りによる修正
47ページ	表中	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 (3)市対策本部の組織構成及び機能 表 3 - 1市対策本部各部の主要な事務又は業務	(医療部の欄) 「医療部」 「医療部(市立伊勢総合病院)」  (産業部の欄) 「2. 農林産物及び林業施設の被害応急対策に関すること」 「2. 農林水産物及び農林水産業施設の被害応急対策に関すること」	各課照会による修正
48ページ	表中	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 (3)市対策本部の組織構成及び機能 表 3 - 1市対策本部各部の主要な事務又は業務	(出納部の欄) 「出納部」 「出納部(収入役室)」  (消防部の欄) 「研修及び訓練に関すること」を追加  (教育部の欄) 「教育部」 「教育部(教育委員会)」 「3. 学用品の給与に関すること」を追加 「4. 公立小中学校における児童生徒の避難等に関すること」を追加 「5. 被災児童生徒等に対する教育に関すること」を追加  (対策支部の欄) 「対策支部」 「対策支部(各総合支所)」 「13.管内の安否情報の収集及び提供に関すること」を追加	各課照会による修正 パブリックコメントによる修正
50ページ	15行	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等 2 通信の確保 (1)情報通信手段の確保	注釈を追加 「 L G W A N : Local Government Wide Area Network(総合行政ネットワーク)の略。地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワークのこと。」	各課照会による修正



該当箇所		項目(編・章・節・項)	記述の修正	備考
ページ	行			
50ページ	25行	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等 2 通信の確保 (3)通信輻輳より生じる混信等の対策	注釈を追加 「通信輻輳:通信がひとところに集中すること。」	各課照会による修正
52ページ	9行	第3編 武力攻撃事態等への対処 第3章 関係機関相互の連携 4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託 (1)他の市町長等への応援の要求	「うえで 上で」	誤りによる修正
55ページ		第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等 1 警報の内容の伝達等 図3-5 警報の通知及び伝達の仕組み	通知先から「市の支所・出張所等」の削除	誤りによる修正
57ページ		第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等 3 緊急通報の伝達及び通知 図3-6 緊急通報の通知及び伝達の仕組み	通知先から「市の支所・出張所等」の削除	誤りによる修正
58ページ		第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 1 避難の指示の通知及び伝達 図3-7 避難の指示の流れ	通知先から「市の支所・出張所等」の削除	誤りによる修正
60ページ		第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 2 避難実施要領の策定 (3)避難実施要領の内容の伝達等 図3-8 市長から関係機関への避難実施要領の通知及び伝達	通知先に「自衛隊地方協力本部長」の追加 通知先から「市の支所・出張所等」の削除	三重県作成 市町モデル計画 修正表による訂正 誤りによる修正

該当箇所		項目(編・章・節・項)	記述の修正	備考
ページ	行			
61ページ	20行	第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (6)高齢者、障害者等への配慮	「...社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、...」 「...社会福祉協議会、民生委員、介護保険サービス事業者、障害者団体等と協力して、...」	各課照会による修正
64ページ	22行	第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 救援 2 関係機関との連携 (1)県への要請等	「市長は、事務の委任を受けた場合において...」 「市長は、 <u>知事から</u> 事務の委任を受けた場合において...」	各課照会による修正
64ページ	26行	第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 救援 2 関係機関との連携 (2)他の市町との連携	「市長は、事務の委任を受けた場合において...」 「市長は、 <u>知事から</u> 事務の委任を受けた場合において...」	各課照会による修正
64ページ	29行	第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 救援 2 関係機関との連携 (3)日本赤十字社との連携	「市長は、事務の委任を受けた場合において...」 「市長は、 <u>知事から</u> 事務の委任を受けた場合において...」	各課照会による修正
65ページ	4行	第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 救援 3 救援の内容 (1)救援の基準等	「市長は、事務の委任を受けた場合は...」 「市長は、 <u>知事から</u> 事務の委任を受けた場合は...」	各課照会による修正
77ページ	6行	第3編 武力攻撃事態等への対処 第7章 武力攻撃災害への対処 第2 応急措置等 3 応急公用負担等 (1)市長の事前措置	「...その他必要な措置を講ずべきことを指示する。」 「...その他必要な措置を講ずべきことを指示する <u>ことができる。</u> 」	各課照会による修正

該当箇所		項目(編・章・節・項)	記述の修正	備考
ページ	行			
77ページ	9行	第3編 武力攻撃事態等への対処 第7章 武力攻撃災害への対処 第2 応急措置等 3 応急公用負担等 (2) 応急公用負担	「...、次に掲げる措置を講ずる。」 「...、次に掲げる措置を講ずることができる。」	各課照会による修正
78ページ	2行	第3編 武力攻撃事態等への対処 第7章 武力攻撃災害への対処 第2 応急措置等 4 消防に関する措置等 (2) 消防機関の活動	「国民保護法」「法」	三重県作成 市町モデル計画 修正表による訂正
78ページ	18行	第3編 武力攻撃事態等への対処 第7章 武力攻撃災害への対処 第2 応急措置等 4 消防に関する措置等 (5) 消防の応援の受入れ体制の確立	「(5) 消防の応援の受入れ体制の確立」 「(5) 消防の応援の受入れ体制の確立」	誤りによる修正
78ページ	21行	第3編 武力攻撃事態等への対処 第7章 武力攻撃災害への対処 第2 応急措置等 4 消防に関する措置等 (5) 消防の応援の受入れ体制の確立	「行なわれるよう」「行われるよう」	三重県作成 市町モデル計画 修正表による訂正
80ページ	30行	第3編 武力攻撃事態等への対処 第7章 武力攻撃災害への対処 第3 生活関連等施設における災害の対処等 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 (1) 危険物質等に関する措置命令	【措置1】... (危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号) 【措置1】... (危険物については、消防法第12条の3) ( 毒劇物に関する措置は、県で行うため削除)	三重県作成 市町モデル計画 修正表による訂正
80ページ	32, 33行	第3編 武力攻撃事態等への対処 第7章 武力攻撃災害への対処 第3 生活関連等施設における災害の対処等 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 (1) 危険物質等に関する措置命令	「国民保護法」「法」	三重県作成 市町モデル計画 修正表による訂正

該当箇所		項目(編・章・節・項)	記述の修正	備考
ページ	行			
82ページ	2行	(節の要約)	「市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。」 「市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、周囲への影響にかんがみ必要な措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。」(三重県では、地域防災計画(原子力災害対策編を策定していないため。)	三重県作成 市町モデル計画 修正表による訂正
84ページ	22行	第3編 武力攻撃事態等への対処 第7章 武力攻撃災害への対処 第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等 2 NBC攻撃による災害への対処 (5)市長の権限	「表3-6 市長の権限(法第108号)」 「表3-6 市長の権限法(法第108条)」	三重県作成 市町モデル計画 修正表による訂正
90ページ	25行	第3編 武力攻撃事態等への対処 第9章 保健衛生の確保その他の措置 (1)飲料水衛生確保対策	「または 又は」	誤りによる修正
91ページ	15行	第3編 武力攻撃事態等への対処 第9章 保健衛生の確保その他の措置 2 廃棄物の処理 (2)廃棄物処理対策	「または 又は」	誤りによる修正
91ページ	15行	第3編 武力攻撃事態等への対処 第9章 保健衛生の確保その他の措置 2 廃棄物の処理 (2)廃棄物処理対策	「他の市」 「他の市町」	三重県作成 市町モデル計画 修正表による訂正
92ページ	18行	第3編 武力攻撃事態等への対処 第10章 国民生活の安定に関する措置 2 避難住民等の生活安定等 (2)公的徴収金の減免等	「または 又は」	誤りによる修正